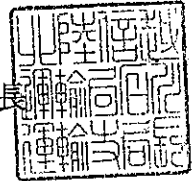




石 運 輸 第 993 号の2
平 成 25 年 1 月 11 日

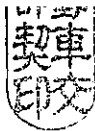
一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写し
の保存の周知徹底等について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別添のとおり通達がありましたので、了知願うとともに、適切に対応願います。

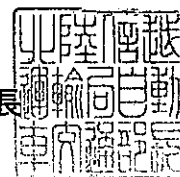


北信交旅第668号

平成25年1月7日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長



一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの
保存の周知徹底等について

このことについて、自動車局旅客課長から別紙のとおり通達がありましたので了知いた
だくとともに、貴支局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者に周知願います。



国自旅第 530 号
平成 24 年 12 月 28 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿
関東運輸局自動車監査指導部長 殿
近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの
保存の周知徹底等について

本年 4 月 29 日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（平成 24 年 6 月 29 日国土交通省令第 67 号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者による運送引受書の交付及び保存を義務化するとともに、「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について」（平成 24 年 6 月 29 日付け国自旅第 208 号）により、運送の引受けについては運送引受書の交付・保存を行うよう貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者に周知徹底等を依頼したところである。

しかしながら、今般、観光庁が実施した旅行業者への立ち入り検査において運送引受書の作成・保存が適切に行われていない事実が判明した。

このため、別添写しのとおり、公益社団法人日本バス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長に対し、運送引受書の作成及び保存を適切に実施するよう改めて周知及び指導の徹底を要請したので、了知いただくとともに、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者に周知・指導方願いたい。

なお、本件については観光庁より各旅行業協会に対して同様の指導を行っていることを申し添える。